

福山市立遺芳丘小学校いじめの防止等に係る基本方針

福山市立遺芳丘小学校

2020年（令和2年）4月

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定める。それらを実施するための体制をつくる。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条をふまえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題である。

イ いじめは、全ての児童に関係する問題である。

(2) いじめ問題への指導指針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。

イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題であり、児童一人ひとり

の個性に応じた指導の徹底や児童自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりをあわせて指導する。

(3) いじめ問題への対応

ア いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることをめざして行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 取り組み

(1) いじめの未然防止

ア 学級経営の充実

○ 児童の実態を児童との関わりを通して、十分に把握し、より良い学級経営に努める。

イ 生徒指導の三機能を生かした授業づくり

○ 分かる・できる授業の実践に取り組み、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

ウ 道徳教育の充実

○ 道徳の授業をはじめ、全ての教育活動において道徳教育を実践し、児童の人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

エ 体育科の充実

○ 心と体を解放できる場を作り、自己の思いを表現できるように努める。

オ 相談体制の整備

○ 毎学期の「いじめアンケート」と面談、年2回の「保護者アンケート」を行い、教職員間で交流し児童一人ひとりの理解に努める。

○ いじめ防止対策委員会を中心に教育相談の充実に努める。

カ 児童会活動の充実

○ 児童会活動で、協力したり、協調したりすることを学習し、人とより良く関わる力を身につけさせる。

キ 学校相互間の連携協力体制の整備

○ 中学校区の中学校、小学校との定期的な情報交換を行う。

(2) いじめの早期発見

ア 保護者や地域、関係機関との連携

保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市教育委員会などの関係機関と連携して課題解決に臨む。

イ 毎学期「いじめアンケート」の実施

各学期に「いじめアンケート」を実施する。それをもとに、全児童との直接面談をして思いをくみ取る。

ウ 日記（一言日記）指導

休み時間や放課後の課外活動の中での児童の様子に目を配ったり、日記帳や連絡帳の一言日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(3) いじめに対する早期対応

- ア いじめに関する相談を受けた場合、速やかに生徒指導主事、管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き対応を協議する。
- ウ いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察署と連携して対処する。

5 実施体制

- ・ いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処のあり方について研修などを通して理解を深める。
- ・ いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止対策委員会」を活用する。
- ・ この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

6 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導部などと連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導體制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定と実施
- (3) いじめの防止等に係る関係機関等との連携
- (4) いじめの防止等を目的とする年間計画の策定と実施
- (5) いじめの防止等に係る児童及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じカウンセラー等外部専門家の招聘

7 重大事態への対処

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これらの重大事態については、「5」のいじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次の通り定義する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。） <p>※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合</p> |
|--|

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事案と判断した場合は、市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもと、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報収集及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A役員及び民生児童委員等との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者との対応
- (キ) 全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取り組み

- (ア) 市教育委員会との連携のもとでの指導計画の立案
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓を生かす取り組み
- (ウ) 取り組みの見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

9 取り組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に、年度内の取り組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。